**自主点検チェック表（定期）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **区分** | | **点　検　項　目** | **結果** |
| 建築物及び工作物 | １ | 防火区画（床又は壁）の埋めもどし等の施工は完全か。 | 〇 |
| ２ | 防火戸，防火シャッター及び閉鎖装置は，破損，さびつき等がなく，確実に作動するか。 | 〇 |
| ３ | 防火戸，防火シャッターの作動ライン内に物品を置いていないか。 | ◎ |
| ４ | 防火戸，防火シャッターの直近に可燃物が置かれ，延焼の媒体となるおそれがないか。 | 〇 |
| ５ | 常時閉鎖式の防火戸は，開放状態のままで放置されていないか。 | ／ |
| ６ | 避難口扉の開放方法は，外開きとなる等，避難上適正か。 | 〇 |
| ７ | 階段，通路等の避難施設の床面は，避難に際して，つまずき又はすべるおそれがないか。 | 〇 |
| 防火管理 | ８ | 収容人員の定員管理は適切か。 | 〇 |
| ９ | 消防計画は，実態に即した内容とし，従業員に防火上必要な教育，訓練等を実施しているか。 | × |
| 10 | 増改築，模様替え等の工事を行う場合は，適切に防災計画を樹立し，万全を期しているか。 | ／ |
| 11 | 非常用進入口に通じる通路は，有効に確保できているか。 | 〇 |
| 12 | 建築物の内外は常に整理整頓し，可燃物を放置していないか。 | ◎ |
| 13 | 終業後の防火点検は，確実に実施しているか。 | 〇 |
| 避難管理 | 14 | 避難口扉は，開放したとき，開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。 | × |
| 15 | 避難口扉は，避難に際して鍵を用いることなく，屋内から解錠することができるか。  また，「解錠方法」の表示はなされているか。 | 〇 |
| 16 | 避難口扉は，カーテン等で隠ぺいしたり，鏡その他の装飾品等を設けることによって，識別の妨げとなっていないか。 | ◎ |
| 17 | 避難口付近に物品等が置かれ，避難上支障となっていないか。 | × |
| 18 | 防火戸，防火シャッター等のくぐり戸等は，避難に際して直ちに開くことができるか。 | 〇 |
| 19 | 避難通路は，避難を容易に行うことができるように，すべての避難口に直通しているか。 | 〇 |
| 20 | 避難通路は，避難上有効な幅員となっているか。 | 〇 |
| 21 | 避難通路，避難階段に避難上支障となる物品を置いていないか。 | ◎ |
| 22 | 階段を一部区画し，避難の障害となっていないか。 | ／ |
| 23 | 客室内に避難施設等を図示した避難経路図を掲出しているか。 | ／ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分** | | **点　検　項　目** | | | **結果** |
| 防炎規制 | 24 | カーテン，幕類，布製ブラインド，じゅうたん等，展示用合板等の防炎対象物品は防炎性能を有しているか。 | | | 〇 |
| 25 | 防炎対象物品に「防炎ラベル」を貼付しているか。 | | | 〇 |
| 火気使用設備・器具等 | 26 | 火気使用設備・器具等の構造は適正か。 | | | 〇 |
| 27 | 火気使用設備・器具等の付近は，整理整頓され，可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。 | | | 〇 |
| 28 | 煙突，煙道の構造は適切か。また，可燃物とは安全な距離を保有しているか。 | | | ／ |
| 29 | 厨房設備のフード，フィルター，ダクト内は，定期的に清掃し，防火ダンパーの維持管理は適切か。 | | | ◎ |
| 30 | 火気使用設備等は，取扱責任者を定め，使用時の監視及び使用後の点検が行われているか。 | | | 〇 |
| 電気設備・器具等 | 31 | 電気配線は，適切な配線工事をしているか。 | | | ／ |
| 32 | 電線，コード，器具等は，使用場所，用途に適合したものを使用しているか。 | | | ／ |
| 33 | 電気設備は，必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し，安全に使用しているか。 | | | ／ |
| 火の使用制限 | 34 | 裸火の使用，危険物品の持込みは，必要最小限度とし，消防署の許可を受けて行っているか。 | | | ／ |
| 35 | 喫煙の管理は，喫煙場所を設けて適切に行っているか。 | | | 〇 |
| 36 | 喫煙所や禁煙場所を示す標識は，適切に掲出されているか。 | | | ◎ |
| 危険物等 | 37 | 消防法又は高知市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等，圧縮アセチレンガス，無水硫酸，液化石油ガス，生石灰，毒物及び劇物を含む。）を，無許可又は無届けで，貯蔵し，又は取り扱っていないか。 | | | ／ |
| 点検実施日 | | 令和 ５ 年 ３ 月 ７ 日 | 点検実施者 | 消防　太郎 | |

備考【不備・欠陥がある場合は，直ちに防火管理者に報告してください。】

凡例【〇－良，×－不良，◎－即時改修，／－該当がない場合】

**消防用設備等自主点検チェック表**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | | | 結果 |
| 消火器具 | １　所定の場所に置いてあるか。標識に汚れ，破損がないか。  ２　安全栓（黄色い栓）が抜けていないか。  ３　圧力ゲージの針は，緑色の範囲内を指しているか（圧力ゲージのあるものに限る）  ４　製造から10年以上経過している消火器を設置していないか | | | ◎ |
| 屋内消火栓設備 | １　消火栓扉は，容易に開閉できるか。  ２　ホースやノズルが接続され，変形，損傷がないか。 | | | × |
| スプリンクラー設備 | １　スプリンクラーヘッドに漏れ，変形はないか。  ２　スプリンクラーヘッドの下部45cm，周囲30cm以内に散水障害とな　る棚や物品はないか。 | | | ／ |
| 水噴霧消火設備 | １　散水障害がないか。  ２　間仕切り，棚等の新設による未警戒部分がないか。 | | | ／ |
| 泡消火設備 | １　泡の散布を妨げるものはないか。  ２　間仕切り，棚等の新設による未警戒部分がないか。 | | | ／ |
| 不活性ガス消火設備  ハロゲン化物消火設備 | １　手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」，「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けられているか。  ２　貯蔵容器の設置場所に標識が設置されているか。 | | | ／ |
| 粉末消火設備  （移動式） | １　扉は，容易に開閉できるか。  ２　ホースやノズルに変形，損傷がないか。 | | | ／ |
| 屋外消火栓設備 | １　消火栓扉は，容易に開閉できるか。  ２　ホースやノズルに変形，損傷がないか。 | | | ／ |
| 動力消防ポンプ設備 | １　常置場所の周囲に使用の障害となる物品が置かれていないか。  ２　車台，ボディー等に割れ，変形，ボルトの緩みがないか。 | | | ／ |
| 自動火災報知設備 | １　受信機の近くに警戒区域一覧図があるか。  ２　受信機のスイッチは，「ベル停止」となっていないか。  ３　間仕切り変更による感知器の未警戒部分がないか。 | | | 〇 |
| ガス漏れ火災警報設備 | １　受信機のスイッチは，「ベル停止」となっていないか。  ２　用途変更，間仕切り変更，ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 | | | ／ |
| 漏電火災警報器 | １　電源表示灯は，点灯しているか。  ２　受信機の外形に変形，損傷，腐食等がないか。 | | | ／ |
| 非常ベル | １　操作上障害となる物品がないか。  ２　押しボタンの保護板に破損，変形，損傷，脱落等がないか。 | | | ／ |
| 放送設備 | １　電源監視用の電源圧力計の指示は，適正か。また，電源監視用の表示灯は，正常に点灯しているか。  ２　試験的に，正常に放送できるかどうかを確認する。 | | | ／ |
| 避難器具 | １　格納場所の付近に物品等が置かれ，避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。  ２　開口部付近に書棚，展示台等を置き，開口部をふさいでいないか。  ３　降下する際に障害となるものがなく，必要な広さが確保されているか。 | | | ／ |
| 誘導灯 | １　誘導灯が，間仕切り，ついたて，ロッカー等の障害物によって見えにくくなっていないか。  ２　外箱及び表示面は，変形，損傷，脱落，汚損等がなく，かつ，適正な取り付け状態であるか。  ３　未点灯，ちらつき等がないか。 | | | 〇 |
| 消防用水 | １　道路から吸管投入口又は採水口までに，消防用自動車の進入路が確保されているか。  ２　防火水槽等は，有効水量が確保されているか。 | | | ／ |
| 排煙設備 | １　周囲に使用上障害となる物品は置かれていないか。  ２　排煙口を物品等によってふさいでいないか。 | | | ／ |
| 連結散水設備 | １　送水口の周囲に消防用自動車の接近に障害となる物品が置かれていないか。  ２　散水ヘッドの周囲には，散水を妨げる広告物，棚等の障害物が置かれていないか。 | | | ／ |
| 連結送水管 | １　送水口の周囲に消防用自動車の接近に障害となる物品はないか。  ２　放水口の周囲に，ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物品が置かれていないか。 | | | ／ |
| 非常コンセント設備 | １　周囲に使用上障害となる物品は置かれていないか。  ２　保護箱は，変形，損傷，腐食等がなく容易に扉を開閉できるか。 | | | ／ |
| 点検実施日 | 令和 ５ 年 ３ 月 ７ 日 | 点検実施者 | 消防　太郎 | |

備考【不備・欠陥がある場合は，直ちに防火管理者に報告してください。】

凡例【〇－良，×－不良，◎－即時改修，／－該当がない場合】